

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成21～25年度)

(対象：正会員・準会員191行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成21年度	2,316	1,165	30	33
平成22年度	1,962	1,105	27	45
平成23年度	1,446	658	26	41
平成24年度	1,010	429	17	9
平成25年度	892	472	19	13

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成21年度	2,301	2,076	90.2%
平成22年度	1,957	1,748	89.3%
平成23年度	1,427	1,273	89.2%
平成24年度	998	899	90.1%
平成25年度	872	763	87.5%

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客様に係る件数等。

「盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し」等に関するアンケート結果(平成26年度～)

(対象：正会員・準会員・特例会員192行、単位：件、百万円)

1. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額について

時 期	個人顧客		法人顧客	
	件数	金額	件数	金額
平成26年度	1,049	434	20	14
平成27年度	981	514	16	13
平成27年 4月～6月	281	139	3	1
平成27年 7月～9月	295	158	6	4
平成27年10月～12月	215	121	3	5
平成28年 1月～3月	190	97	4	3
平成28年度	870	485	13	9
平成28年 4月～6月	232	117	5	3
平成28年 7月～9月	227	131	0	0
平成28年10月～12月	224	124	4	4
平成29年 1月～3月	187	113	4	1
平成29年度	1,498	936	17	16
平成29年 4月～6月	270	201	3	2
平成29年 7月～9月	303	155	4	2
平成29年10月～12月	393	262	6	8
平成30年 1月～3月	532	319	4	4
平成30年度	465	319	8	14
平成30年 4月～6月	465	319	8	14
平成30年 7月～9月				
平成30年10月～12月				
平成31年 1月～3月				

2. 盗難キャッシュカードによる預金等の不正払戻しにかかる補償件数等について【個人顧客】

時 期	対応方針 決定済件数 (①)	うち補償件数 (②)	補償率 (②÷①)
平成26年度	1,032	926	89.7%
平成27年度	957	866	90.5%
平成27年 4月～6月	272	248	91.2%
平成27年 7月～9月	287	268	93.4%
平成27年10月～12月	213	186	87.3%
平成28年 1月～3月	185	164	88.6%
平成28年度	844	751	89.0%
平成28年 4月～6月	229	201	87.8%
平成28年 7月～9月	223	196	87.9%
平成28年10月～12月	218	191	87.6%
平成29年 1月～3月	174	163	93.7%
平成29年度	1,350	1,213	89.9%
平成29年 4月～6月	259	234	90.3%
平成29年 7月～9月	286	266	93.0%
平成29年10月～12月	360	315	87.5%
平成30年 1月～3月	445	398	89.4%
平成30年度	143	123	86.0%
平成30年 4月～6月	143	123	86.0%
平成30年 7月～9月			
平成30年10月～12月			
平成31年 1月～3月			

(注 1) アンケート結果は、自行のお客さま(預金者)からの申出があり、ジャーナル等を確認した結果、実際に盗難キャッシュカードによる預金等の不正な払戻しが発生した、もしくは盗難カードによるローンの借り入れが発生した件数・金額を計上(配偶者や親族等による払戻しを除く)。

(注 2) 「時期」とは、当該事案について、預金等の払戻しが発生した時期。

(注 3) 「件数」は、原則として預金名義人単位。「2.」の「対応方針決定済件数」は、「1.」の「件数」の内訳。

(注 4) 「2.」は、個人のお客さまに係る件数等。

(注 5) 平成26年度以降の計数から、特例会員の計数を含めて集計している。